

調達要求番号 :

陸上自衛隊仕様書			
物品番号		仕様書番号	
広報官用スマートフォン			
	作成	令和4年2月8日	
	作成部隊名	自衛隊山梨地方協力本部	

1 適用範囲

本仕様書は、自衛隊山梨地方協力本部において使用する「広報官用スマートフォン」について適用する。

2 契約期間

令和4年4月1日 ~ 令和5年3月31日

3 契約台数

15台

4 要求する仕様等

(1) 機種性能等

ア 機種のおSは、アンドロイド4.2以上とし、液晶サイズは4インチ以上7インチ未満とする。

イ 固定電話、携帯電話への音声通話及びメール通信及びデータ通信（ブラウザによるホームページ閲覧）が可能な機能を有するもの。

ウ 通信速度は4GまたはLTE等の高速回線とし、パケット通信が可能なものとする。

エ カメラの性能は500万画素以上の性能を有するもの。

オ 防水・防塵機能・耐衝撃性を有するものとし、紛失時に遠隔操作にて停止処置等の操作が可能な機能を有し、国際電話接続禁止の設定が設定可能であり、各端末において解除ができないこと。

カ 使用可能範囲は日本国内とし、人口カバー率が95%以上であること。

キ 請負業者において本件調達を実施・統括する部門はISO/IEC27001認定を取得しているか、またそれに準ずる情報セキュリティ態勢が整っていること。

ク 現在使用している携帯電話番号を継続して使用できること。

(2) 料金体系

音声通話・データ通信は完全定額制とし、パケット通信は2ギガ以上定額プランとし2ギガを超えた分は速度を落とした定額制とする。また、セキュリティ、保守等のオプションも含むものとする。

(3) 保守

ア 本件で使用する通信ネットワークが24時間365日で監視・運用されていること。

イ 紛失等による場合、使用不可にできるサポート態勢を有するものとする。

ウ 通話・通信障害等発生時は契約相手方または契約相手方が供する携帯通信事業者のサポートサービス保守体制が提供可能なものとする。

エ 法令及び契約会社の提供基準に基づき、災害優先回線電話を使用できること。

(4) 明細書

通信・通話サービスの使用に伴う請求に際して、相手方及び通信パケット数及び通話時間の明細書を作成し添付するものとする。

5 検査

本仕様書に基づき、毎月末良好な状態を確認し、検査官の合格をもって完了とする。

6 その他

- (1) 知得した、相手方の秘密を第三者に漏洩又は、他の目的に使用しないものとする。
- (2) 製品の更新、役務の提供内容に変更が生じた場合には双方速やかに相手方に連絡するものとする。
- (3) 官側および請負業者の事由により製品の利用または提供を休止する際には事前に書面をもって連絡するものとする。
- (4) 本仕様書において疑義が生じた場合には、官側と請負業者間で協議するものとする。